

## 第74回 定時株主総会招集ご通知



開催日時

2024年3月27日(水曜日)

午前10時(開場時間午前9時)



開催場所

大阪府中央区淡路町一丁目6番11号

当社 大阪ショールーム

9階ホール

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役8名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件

株主総会開催日時点でのご自身の体調をご確認のうえ、ご来場ください。

なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ごあいさつ

## 持続的な成長力を高める RISE TO GROWTH 2026

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに、第74回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

第74期(2023年度)は、中期経営計画「RISE ITOKI 2023」の最終年度として、強靱な体質の「高収益企業」を目指し、引き続き構造改革プロジェクトに基づいた各種施策を推進してまいりました。加えて、セルサイドアナリスト・機関投資家との対話機会の大幅な増加、および「資本コストや株価を意識した経営の実現」に向けた施策について早期に開示する等、IR活動にも注力してまいりました。

これらの結果、業績面におきましては、過去最高を更新するとともに、株価指標であるPBRについては1倍を超えることもできました。これも、株主の皆さまのご理解、ご支援をいただいたおかげであり、厚くお礼申し上げます。

経営環境は、コロナ禍を契機として、デジタル化の加速、ワークスタイルの多様化・複雑化、人的資本投資の進展、エンゲージメントおよび生産性に寄与するオフィスの在り方・位置づけの変化など、「働く」における大きな変化点の時期にあると認識しております。

このような事業環境の変化に対応するとともに、『明日の「働く」を、デザインする。』を実現するため、当社は持続的な成長に向けた中期経営計画「RISE TO GROWTH 2026」を本年2月に策定いたしました。

本年は中期経営計画の初年度として、次世代のオフィスの提案(Office3.0)、物流施設領域・研究施設領域の強化による事業拡大、子会社も含めた構造改革プロジェクトの各種施策の推進により、持続的な事業拡大および利益成長を図ってまいります。

また、利益成長のための各種投資と株主還元のバランスを考慮したキャッシュ・アロケーションを実施すること、および「配当性向40%を目指す」ことを目標として、株主還元を充実させてまいります。

引き続き株主の皆さまのご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2024年3月

代表取締役社長

湊 宏司



## 中期経営計画(2024年度～2026年度)

持続的な成長力を高める

# RISE TO GROWTH 2026



- Office1.0/2.0領域** 新しい働き方やその働き方を実装するオフィス空間などに対し、付加価値提案を強化し、売上と利益のベースを確保する
- Office3.0領域** オフィス家具のIoT化と空間センシングにより、データドリブンで、最適な働き方・オフィス空間を提供するサービスを開発する
- 専門施設領域** 物流施設領域・研究施設領域において開発・エンジニアリングにリソースを重点配分し、第2の柱に育成する
- 高収益化** グループ生産供給体制の再編と社内ITインフラの刷新により生産・業務効率を高める
- グループシナジー** イトーキ単体で実施した構造改革プロジェクトによる成功体験をグループ会社に水平展開し、グループシナジーを追求する
- 人的資本** 人事制度改革を軸に、社員1人1人の主体的かつ能動的な「創意と工夫」を啓発する
- 財務戦略** 中長期の観点から、成長戦略投資・社員還元・株主還元を計画的に実践する

		2023年度	2026年度目標
企業収益	売上高	1,329億円	1,500億円
	営業利益	85億円	140億円
	営業利益率	6.4%	9%
資本効率	ROE	11.3%	15%
株主還元	配当性向	32.2%	40%を目指す



中期経営計画「RISE TO GROWTH 2026」の詳細な内容はこちらをご覧ください。

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/7972/tdnet/2395479/00.pdf>



証券コード 7972  
2024年3月5日  
(電子提供措置の開始日 2024年3月5日)

株主各位

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号

株式会社イトーキ

代表取締役社長 湊 宏 司

## 第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.itoki.jp/ir/stockholder/notification.html>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択ください。



なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



### 〔書面により議決権を行使される場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、  
**2024年3月26日（火曜日）午後5時45分まで**  
に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。



### 〔電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合〕

後記6頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」に従って、  
**2024年3月26日（火曜日）午後5時45分まで**  
に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日時	2024年3月27日（水曜日）午前10時（開場時間午前9時）
2	場所	大阪府中央区淡路町一丁目6番11号 当社大阪ショールーム9階ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3	目的事項	<p><b>報告事項 1.</b> 第74期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p><b>2.</b> 第74期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p><b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件</p> <p><b>第2号議案</b> 取締役8名選任の件</p> <p><b>第3号議案</b> 監査役1名選任の件</p> <p><b>第4号議案</b> 補欠監査役1名選任の件</p>
4	招集にあたっての その他 決定事項	<p>(1) 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。</p> <p>(2) 書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。</p> <p>(3) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。</p> <p>(4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p>

以上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

○電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

〔新株予約権等に関する事項〕〔連結株主資本等変動計算書〕〔連結注記表〕〔株主資本等変動計算書〕〔個別注記表〕

## 議決権行使についてのご案内

### 株主総会にご出席いただく場合



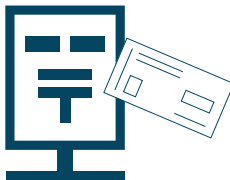
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 株主総会開催日時

2024年3月27日(水曜日)  
午前10時(開場:午前9時)

### 株主総会にご出席いただけない場合

#### 書面



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。  
(同封の「記載面保護シール」をご利用ください。)

#### インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

### スマートフォン



- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください(ID・パスワードのご入力は不要です)。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

① 同封の議決権行使書用紙の右下にログインQRコード®が記載されています。

② スマホのQRコード®読み取りアプリを起動します。

※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。

③ ログインQRコード®にスマホをかざして読み取ります。

※アプリの指示に従ってください。

④ 「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

#### 行使期限

2024年3月26日(火曜日) 午後5時45分行使分まで

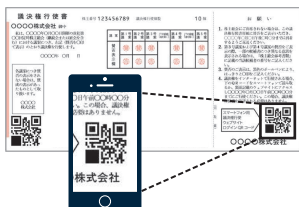
詳細は次ページをご覧ください

## インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

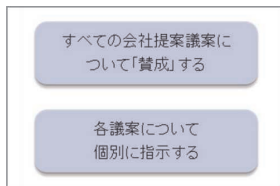
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

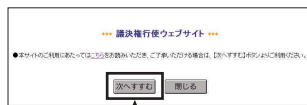
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使で  
操作方法などがご不明な場合は、  
右記にお問い合わせください。

### 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

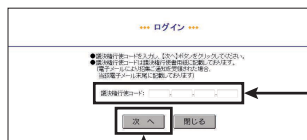
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

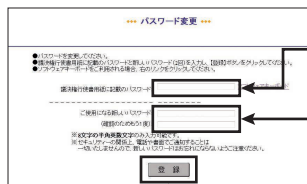
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては経営の重点政策のひとつとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の経営環境等を勘案いたしまして、株主の皆様への利益還元として、配当を1株当たり42円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金42円  
総額 1,904,627,046円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2024年3月28日



## 第2号議案

# 取締役8名選任の件

取締役山田匡通、湊 宏司、森谷仁昭、風 直樹、品田潤生、永田 宏、似内志朗、坂東眞理子の8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席状況
1	山田 匡通 （再任）	代表取締役会長	13回／14回
2	湊 宏司 （再任）	代表取締役社長	13回／14回
3	森谷 仁昭 （再任）	取締役常務執行役員 管理本部長	14回／14回
4	風 直樹 （再任）	取締役常務執行役員 営業本部長	11回／11回
5	品田 潤生 （再任）	取締役常務執行役員 企画本部長	11回／11回
6	永田 宏 （再任） 社外 独立役員	社外取締役	14回／14回
7	似内 志朗 （再任） 社外 独立役員	社外取締役	14回／14回
8	坂東 眞理子 （再任） 社外 独立役員	社外取締役	10回／11回

（注）風 直樹、品田潤生、坂東眞理子の3氏は、2023年3月23日開催の第73回定時株主総会において新たに取締役に就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号 **1** **山田 匡通** (やまだ まさみち) **再任**



- **生年月日**  
1940年5月5日
- **所有する当社株式の数**  
827,627株
- **取締役会出席状況 (2023年度)**  
13回/14回

**略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

1964年4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行	2002年9月	三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 代表取締役会長
1991年6月	同行取締役		
1995年6月	同行常務取締役	2004年6月	東京急行電鉄株式会社（現東急株式会社） 常勤監査役
1996年4月	株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 常務取締役	2005年6月	当社取締役
2000年6月	同行専務取締役	2007年6月	当社代表取締役会長（現）

**重要な兼職の状況**

医療法人社団こころとからだの元気プラザ理事長  
 一般財団法人東京顕微鏡院理事長  
 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会相談役

**取締役候補者とした理由**

山田匡通氏は、代表取締役会長として長年にわたり当社および当社グループを牽引した実績と経営全般における豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に関する重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号 **2** **湊 宏司** (みなと こうじ) **再任**



- **生年月日**  
1970年5月21日
- **所有する当社株式の数**  
57,398株
- **取締役会出席状況 (2023年度)**  
13回/14回

**略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

1994年4月	日本電信電話株式会社（NTT） 入社	2015年6月	同社 執行役員 社長室長
2008年7月	サン・マイクロシステムズ株式会社 入社	2018年8月	同社 執行役 副社長 最高執行責任者（COO）
		2019年8月	同社 取締役 執行役 副社長 最高執行責任者（COO）
2010年6月	日本オラクル株式会社 カスタマーサポート統括（サン・マイクロシステムズ株式会社との経営統合）	2021年9月	当社入社 顧問
		2022年3月	当社代表取締役社長（現）

**取締役候補者とした理由**

湊 宏司氏は、2022年より代表取締役社長として当社および当社グループの指揮を執り、強いリーダーシップを発揮しております。これまでの豊富な経験と高い見識を活かし、当社の構造改革プロジェクトおよび事業戦略高度化を推進するとともに、企業価値の向上に貢献しております。当社の経営に関する重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号

**3 森谷 仁昭** (もりや よしあき)**再任**

- 生年月日  
1960年3月31日
- 所有する当社株式の数  
35,025株
- 取締役会出席状況 (2023年度)  
14回/14回

**略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

1982年4月	株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2009年4月	同行 名古屋中央支店長
1988年7月	日本輸出入銀行 (現株式会社国際協力銀行) 出向	2010年10月	株式会社みずほコーポレート銀行 審議役
1992年5月	株式会社第一勧業銀行 国際企画部	2011年1月	当社入社 執行役員管理本部副本部長
1995年10月	同行香港支店 非日系営業課長	2012年1月	当社執行役員管理本部長
2006年3月	株式会社みずほ銀行 三鷹支店長	2015年1月	当社常務執行役員管理本部長
2007年4月	同行 個人企画部長	2021年3月	当社取締役常務執行役員管理本部長 (現)

**取締役候補者とした理由**

森谷仁昭氏は、金融機関および当社管理部門における豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に関する重要事項の決定や業務執行に対する監督、取締役会の機能強化など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号

**4 風 直樹** (かぜ なおき)**再任**

- 生年月日  
1962年8月29日
- 所有する当社株式の数  
53,604株
- 取締役会出席状況 (2023年度)  
11回/11回

**略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

1986年4月	旧株式会社イトーキ入社	2016年1月	当社執行役員東京支社長
2007年1月	当社東京西支店長	2018年1月	当社執行役員Knoll事業統括部長 Knoll Japan株式会社代表取締役社長
2009年1月	当社東京西営業部長	2021年1月	当社常務執行役員営業本部長
2010年1月	当社東京西支社長	2023年3月	当社取締役常務執行役員営業本部長 (現)
2013年1月	当社執行役員東京西支社長		

**取締役候補者とした理由**

風 直樹氏は、長年にわたり当社営業部門の業務執行に携わり、当社グループ会社の経営経験があるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に関する重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たすとともに、当社および当社グループの持続的成長と企業価値向上に貢献しており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号 **5** **品田 潤生** (しなだ じゅんせい) **再任**

- 生年月日  
1961年10月21日
- 所有する当社株式の数  
6,882株
- 取締役会出席状況 (2023年度)  
11回/11回

## 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年4月	旧株式会社イトーキ入社	2018年1月	当社執行役員法人営業統括部長 兼 カスタマーバリュー統括部長
2006年7月	当社東京東販売部港支店長		
2011年3月	株式会社エフ・エム スタッフ (社長) 出向	2021年7月	当社執行役員エンジニアリング統 括部長
2014年1月	当社東日本支社長	2023年1月	当社常務執行役員企画本部長
2016年1月	当社執行役員法人営業統括部長	2023年3月	当社取締役常務執行役員企画本部 長 (現)

## 取締役候補者とした理由

品田潤生氏は、当社営業部門および事業部門の重要なポジションを歴任し、当社グループ会社の経営経験があるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に関する重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たすとともに、当社および当社グループの持続的成長と企業価値向上に貢献しており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号 **6** **永田 宏** (ながた ひろし) **再任** **社外** **独立役員**

- 生年月日  
1941年2月22日
- 所有する当社株式の数  
57,780株
- 取締役会出席状況 (2023年度)  
14回/14回

## 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1970年4月	三井物産フランス株式会社入社	2005年4月	早稲田大学大学院商学研究科 (MBAコース) 客員教授
1996年6月	三井物産株式会社取締役		
1999年6月	同社常務取締役 欧州三井物産株式会社社長	2008年3月	当社社外取締役 (現)
2002年4月	三井物産株式会社代表取締役副社長 兼 執行役員化学品グループプレジデント	2018年10月	株式会社クリアホールディングス 代表取締役社長 (現)
2004年6月	同社顧問	2021年12月	日本クリア株式会社 社外取締役 (現)

## 重要な兼職の状況

株式会社クリアホールディングス代表取締役社長

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

永田 宏氏は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に対し有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。引き続き社外取締役の候補としました。

候補者番号

**7 似内 志朗** (にたない しろう)

再任

社外

独立役員



- 生年月日  
1958年8月7日
- 所有する当社株式の数  
7,200株
- 取締役会出席状況 (2023年度)  
14回/14回

**略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

1984年4月	郵政省入省	2019年5月	ファシリティデザインラボ代表 (現)
2005年4月	日本郵政公社 (現日本郵政株式会社) 経営企画部門事業開発部長		筑波大学客員教授 (現)
2009年10月	同社不動産部門不動産企画部長	2020年3月	東洋大学兼任講師 (現)
2018年4月	日本郵政不動産株式会社 プロジェクト推進部長 (兼務)		当社社外取締役 (現)

**重要な兼職の状況**

ファシリティデザインラボ代表

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割**

似内志朗氏は、会社経営やファシリティデザインに関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に対し有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。引き続き社外取締役の候補としました。

候補者番号

**8 坂東 真理子** (ばんどう まりこ)

再任

社外

独立役員



- 生年月日  
1946年8月17日
- 所有する当社株式の数  
2,100株
- 取締役会出席状況 (2023年度)  
10回/11回

**略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

1969年7月	総理府入府	2014年4月	学校法人昭和女子大学理事長
1985年10月	内閣総理大臣官房参事官	2016年7月	学校法人昭和女子大学総長 (現)
1989年7月	総務庁統計局消費統計課長	2017年6月	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役 (現)
1994年7月	内閣総理大臣官房男女共同参画室長		公益財団法人東京学校支援機構 (現 公益財団法人東京都教育支援 機構) 理事長 (現)
1995年4月	埼玉県副知事	2019年7月	株式会社三菱総合研究所社外取締役 (現)
1998年6月	在オーストラリア連邦ブリスベン 日本国総領事	2023年3月	当社社外取締役 (現)
2001年1月	内閣府男女共同参画局長		
2003年10月	学校法人昭和女子大学理事		
2007年4月	学校法人昭和女子大学学長		

**重要な兼職の状況**

学校法人昭和女子大学総長  
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役  
公益財団法人東京都教育支援機構理事長  
株式会社三菱総合研究所社外取締役

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割**

坂東真理子氏は、行政・教育分野における豊富な経験と高い見識を有しております。当該経験および見識を活かし、特にダイバーシティ推進や人材育成について専門的な観点から有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。引き続き社外取締役の候補としました。同氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 坂東眞理子氏は、学校法人昭和女子大学総長であり、当社又は当社の主要な子会社と学校法人昭和女子大学との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、同氏はMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役であり、当社又は当社の主要な子会社とMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の子会社である、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社および三井住友海上あいおい生命保険株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永田 宏、似内志朗および坂東眞理子の3氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 永田 宏氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって16年、似内志朗氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年、坂東眞理子氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
  4. 当社は、永田 宏、似内志朗および坂東眞理子の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
  5. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者の任期途中である2025年1月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
  6. 当社は、永田 宏、似内志朗および坂東眞理子の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 第3号議案

# 監査役1名選任の件

監査役福原敦志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

## 船原 英二 (ふなはら えいじ)

新任



● 生年月日  
1959年3月4日

● 所有する当社株式の数  
29,624株

● 取締役会出席状況 (2023年度)  
3回/3回

● 監査役会出席状況 (2023年度)

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年4月	株式会社伊藤喜工作所 (現株式会社イトーキ) 入社	2019年1月	当社執行役員 品質保証本部長 兼 生産本部副本部長兼 生産統括部長
2005年6月	当社設備機器エンジニアリング部長	2020年1月	当社常務執行役員 生産本部長 兼 品質保証本部長 兼 生産統括部長
2008年1月	当社電子機器工場長		
2013年1月	当社設備機器エンジニアリング部長	2020年3月	当社取締役常務執行役員 生産本部長 兼 品質保証本部長 兼 生産統括部長
2014年1月	当社生産本部 生産統括部長		
2015年1月	当社執行役員 生産本部生産統括部長		
2016年1月	当社執行役員 生産本部副本部長 兼 生産統括部長	2021年1月	当社取締役常務執行役員 生産本部長
		2023年1月	当社取締役顧問
		2023年3月	当社顧問 (現)

### 監査役候補者とした理由

船原英二氏は、長年生産部門の業務執行に携わるなど高い専門性を有しております。また当社取締役を歴任するなど豊富な経験と幅広い見識のもとに、当社の常勤監査役として職責を果たしていただきたく、新たに監査役の候補としました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 船原英二氏は、2023年3月23日に任期満了のため取締役を退任しております。上記の取締役会出席状況には、取締役退任までに開催された取締役会への出席状況を記載しております。
3. 当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。船原英二氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、候補者の任期途中である2025年1月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」は、次のとおりです。

1. 現在または過去10年間に於いて当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者でないこと
2. 当社の現在の主要な株主（総議決権の10%以上を保有する株主）またはその業務執行者でないこと
3. 当社の主要な取引先（年間取引額が、当社連結売上高の2%を超える取引先または年間仕入額が当該会社の連結売上高の2%を超える仕入先）の業務執行者でないこと
4. 当社の主要な借入先（年間借入額が、当社総資産の2%を超える金融機関）の業務執行者でないこと
5. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家でないこと

●取締役会メンバーのスキル・マトリックス（予定）

第2号議案および第3号議案が承認された場合における取締役および監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

取締役 監査役	氏名	企業経営	財務 会計	法務 リスク管理	国際性	営業	生産 研究開発	人材開発	ESG	DX
取締役	山田 匡通	●	●		●	●			●	
	湊 宏司	●			●	●			●	●
	森谷 仁昭	●	●	●	●	●			●	
	風 直樹	●				●	●			
	品田 潤生	●				●				
	永田 宏	●				●	●			
	似内 志朗	●				●			●	
	坂東 眞理子	●			●	●		●	●	
監査役	船原 英二						●		●	
	石原 修			●	●			●		
	白畑 尚志		●		●					



## 第4号議案

# 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。この決議の効力は、次回の定時株主総会が開催されるまでの間といたします。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

## 小山 充義 (こやま みつよし)

●生年月日 1962年8月10日	<b>略歴、地位および重要な兼職の状況</b>	
●所有する当社株式の数 0株	1981年4月 東京国税局入局	2015年7月 石田税務会計事務所勤務
	1994年7月 東京国税局調査四部	2015年9月 税理士登録(現)
	2000年1月 国税庁法人課税課	小山税理士事務所開設(現)
	2005年7月 金融庁検査局	2016年6月 第一実業株式会社社外監査役(現)
	2012年7月 沖縄国税事務所国税訟務官	2023年1月 当社社外監査役
	2014年7月 東京国税局国税訟務官	
	<b>重要な兼職の状況</b>	
	第一実業株式会社社外監査役	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小山充義氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 小山充義氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門的な知識や他社の社外監査役としての経験を当社の監査体制に反映していただくためであります。
4. 当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。小山充義氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。小山充義氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより社外監査役に就任する場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 小山充義氏が社外監査役に就任する場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

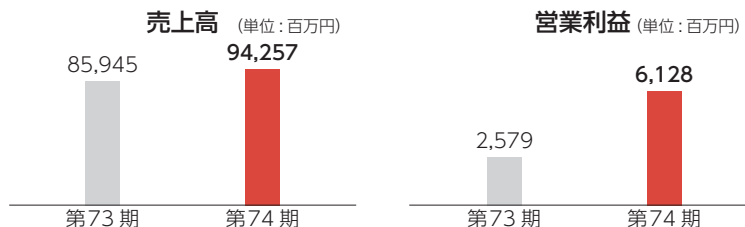
当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な金融引き締めに伴う影響、中国経済の先行き懸念、海外景気の下振れ、物価の上昇など、景気を下押しするリスクはあるものの、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。また、コロナ禍を経て、“働き方”や“働く環境”に対する企業や働く人々の関心が高まり、オフィスの在り方が経営課題の一つと捉えられるようになってきました。

このような経済環境のもと、当社グループは中期経営計画「RISE ITOKI 2023」の最終年度となる当年度においても、強靱な体質の「高収益企業」を目指し、引き続き構造改革プロジェクトに基づいた各種施策を推進するとともに、ポストコロナの「働く環境」づくりをリードするための新しい働き方やワークプレイスの提案、価値向上に重点を置いた営業活動の展開等により、売上・利益の拡大を図りました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比7.8%増の1,329億85百万円となりました。営業利益は、増収効果および提供価値の向上による利益率の改善などにより、前連結会計年度比86.0%増の85億23百万円となりました。経常利益は、前連結会計年度比104.8%増の85億55百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比11.5%増の59億5百万円となり、過去最高益を更新しました。

事業別の概況は次のとおりであります。

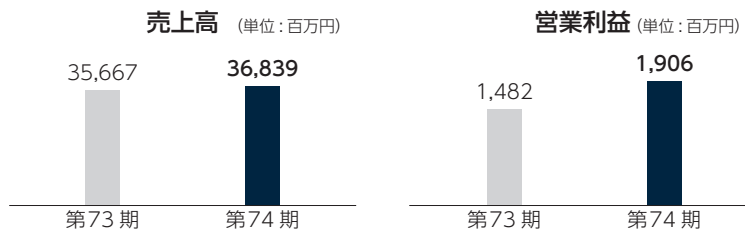
## ワークプレイス事業



ワークプレイス事業につきましては、ハイブリッドな新しい働き方にあわせてリニューアル案件やオフィス移転等を中心に好調に推移しました。原材料価格高騰の影響はあるものの、増収効果や提供価値の向上による利益率の改善により、大幅な増益となりました。

その結果、当事業は売上高942億57百万円（前連結会計年度比9.7%増）、営業利益61億28百万円（前連結会計年度比137.6%増）となりました。

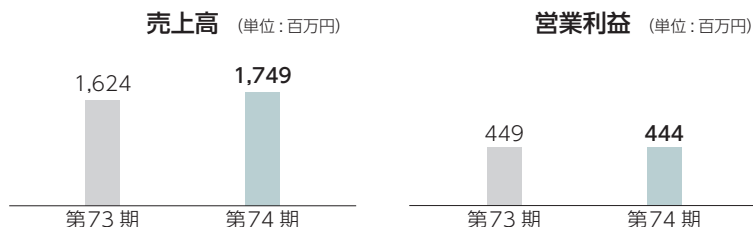
## 設備機器・パブリック事業



設備機器・パブリック事業につきましては、博物館、美術館の展示ケースやデジタルサイネージ等の公共施設向け設備、物流施設向け設備の需要が堅調に推移しました。原材料価格高騰の影響はあるものの、提供価値の向上等による利益率の改善により、大幅な増益となりました。

その結果、当事業は売上高368億39百万円（前連結会計年度比3.3%増）、営業利益19億6百万円（前連結会計年度比28.6%増）となりました。

## IT・シェアリング事業



IT・シェアリング事業は、システム開発事業に加え、第二の柱として推進してきたシステム検証事業が順調に推移しました。

その結果、当事業は売上高17億49百万円（前連結会計年度比7.7%増）、営業利益4億44百万円（前連結会計年度比1.1%減）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は3,707百万円であります。主な内訳は営業拠点の改修、生産力効率化に伴う機械装置の新設、各種システム基盤への投資等であります。

### (3) 資金調達の状況

長期の運転資金のためシンジケーション方式によるタームローン契約（総額30億円）を締結しております。

#### (4) 対処すべき課題

昨今の当社グループの外部事業環境におきましては、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済正常化の動きが続いているものの、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の悪化など地政学的リスク、また資材・部品価格の高騰が継続するなど、先行き不透明な状況が依然続くものと見込まれます。このような状況のなか、当社グループとしましては、新たに策定した中期経営計画「RISE TO GROWTH 2026」の重点戦略「7 Flags」およびESG戦略を着実に推し進め、高い価値を創出・提供し続ける企業へと進化することを目指してまいります。

当社グループは、全社戦略推進の一環として構造改革プロジェクトを2020年に発足させました。このプロジェクトのもとで収益体質改善の活動を力強く促進し、当連結会計年度までに一定の成果を得ることができました。2024年からは新中期経営計画の達成を目指し、新たな枠組みのもとで本活動を継続、発展させてまいります。プロジェクト活動を通じて、業務のプロセス改革や経営資源の最適化により事業の生産性を高め、さらには新規事業開発を加速させ、革新的かつ高収益体質な企業へと変革させてまいります。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

項目	2020年度 (第71期)	2021年度 (第72期)	2022年度 (第73期)	2023年度 (第74期) (当期)
売上高 (百万円)	116,210	115,905	123,324	132,985
経常利益 (百万円)	1,881	2,437	4,177	8,555
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△235	1,166	5,294	5,905
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△5.18	25.82	116.99	130.29
総資産 (百万円)	105,096	103,898	115,288	117,437
純資産 (百万円)	44,189	45,076	49,910	54,999
1株当たり純資産額 (円)	969.43	992.89	1,100.33	1,210.96

(注) 2023年度は、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イトーキマーケットスペース	百万円 100	% 100.0	商業設備機器の販売
株式会社イトーキエンジニアリングサービス	50	100.0	工事の施工・監理、保守・サービス
株式会社シマソービ(注)1	10	100.0	事務用家具等の販売
伊藤喜オールスチール株式会社	90	100.0	鋼製家具・機器の製造・販売
イトーキマルイ工業株式会社	10	100.0	鋼製家具等の製造・販売
三幸ファシリティーズ株式会社	40	100.0	事務用家具等の販売
株式会社イトーキシェアードバリュー	50	100.0	オフィス家具・設備機器のレンタル・リユース
新日本システック株式会社	100	100.0	各種システムの開発
富士リビング工業株式会社	60	98.4	鋼製・木製家具の製造・販売
株式会社エフエム・スタッフ(注)2	90	100.0	ファシリティマネジメント等に関するコンサルティング業務
株式会社ダルトン	1,387	100.0	科学研究施設・粉体機械等の製造・販売
株式会社イトーキ東光製作所	70	100.0	鉄扉・貸金庫等の製造
Tarkus Interiors Pte Ltd	150万S\$	100.0	オフィス施設、商業施設等の内装工事
Novo Workstyle Asia Limited	3,180万US\$	100.0	アジア子会社の統括会社
ITOKI CHINA HOLDING Co.,Ltd.	1,500万US\$	100.0	アジア子会社の統括会社
ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.	130万S\$	100.0	事務用家具等の販売

(注) 1. 株式会社シマソービの議決権比率には、間接所有分の0.5%を含んでおります。

2. 株式会社エフエム・スタッフの議決権比率には、間接所有分の1.7%を含んでおります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当する事項はありません。

④ 重要な技術提携の状況

技術導入の相手先名	国名	内 容
WALDNER Laboreinrichtungen GmbH & Co.KG	ドイツ	実験用家具の製造、販売権の許与
KNOLL OVERSEAS,INC.	アメリカ	家具の製造・販売権の許与

### (7) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業内容	主要な製品およびサービス
ワークスペース事業	事務および家庭用デスクならびにチェア、収納家具、カウンター、パネル、建築間仕切、金庫、オフィス宮繕、組立・内装・施工などの物流サービス、什器の修理、メンテナンスなどの保守サービスなど
設備機器・パブリック事業	物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器など
IT・シェアリング事業	什器レンタル、オフィスシェア、ソフトウェア開発など

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

(a) 本社 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

(b) 営業所

区 分	名 称
北 海 道	営業本部 北海道営業部
東 北 地 方	営業本部 東日本支社 (北東北・仙台・福島の各支店)
東 京 都	営業本部 東京支社 (第1～4支店) 法人営業統括部 (第1～5法人支店・情報通信営業支店) 市場別営業統括部 (第1～3支店) 金融営業統括部 (金融第1～4支店) プロジェクト営業統括部 (プロジェクト第1～5支店) セールスディベロップメント統括部 (DX営業部・ソリューション営業部) (NEXT VALUE営業部) 設備機器事業本部 設備機器営業統括部 (システム機器販売部、パブリック販売室、特殊 設備販売室) Web事業統括部 EC販売部
関 東 信 越 地 方 (東 京 都 を 除 く)	営業本部 東日本支社 (栃木・群馬・長野・山梨・新潟・茨城・千葉の各支 店) 東京支社 (埼玉・多摩・横浜の各支店)
中 部 ・ 北 陸 地 方	営業本部 中日本支社 (名古屋・中部第1～2・北陸の各支店)
近 畿 地 方	営業本部 関西支社 (大阪中央・大阪・近畿・第1～2法人・市場別・プ ロジェクトの各支店)
中 四 国 ・ 九 州 地 方	営業本部 西日本支社 (広島・四国・福岡・福岡中央・九州・沖縄の各支 店・西日本プロジェクト室)



(c) 生産拠点

区 分	名 称	
関 東 地 方	生産本部 関東工場	千葉製造部 (千葉市緑区)
近 畿 地 方	生産本部 関西工場	滋賀第1～3製造部 (滋賀県近江八幡市) 京都製造部 (京都府八幡市)
	設備機器事業本部 設備機器商品統括部 電子機器商品部	電子機器製造課 (滋賀県近江八幡市)

(注) 当社は2024年1月1日をもって組織改革を行ったため、営業所および生産拠点につきましては、新組織における名称を記載しております。

② 重要な子会社

国 内	株式会社イトーキマーケットスペース (東京都中央区) 株式会社イトーキエンジニアリングサービス (東京都中央区) 株式会社 シマソービ (横浜市中区) 伊藤喜オールスチール株式会社 (千葉県野田市) イトーキマルイ工業株式会社 (新潟県長岡市) 三幸ファシリティーズ株式会社 (東京都千代田区) 株式会社イトーキシエードバリュー (東京都中央区) 新日本システック株式会社 (東京都中央区) 富士リビング工業株式会社 (石川県白山市) 株式会社エフエム・スタッフ (東京都中央区) 株式会社 ダルトン (東京都中央区) 株式会社イトーキ東光製作所 (茨城県坂東市)
海 外	Tarkus Interiors Pte Ltd (シンガポール) Novo Workstyle Asia Limited (香港) ITOKI CHINA HOLDING Co., Ltd. (中国江蘇省) ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD. (シンガポール)

## 事業報告

### (9) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

#### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,892名	99名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

#### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,153名	157名増	42歳 8ヵ月	15年 4ヵ月

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

### (10) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	4,178
株式会社三井住友銀行	1,968
株式会社三菱UFJ銀行	1,201
株式会社商工組合中央金庫	1,151
株式会社京都銀行	1,007

### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 149,830,000株
- ② 発行済株式の総数 45,664,437株（うち自己株式 316,174株）
- ③ 株主数 6,655名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,948	13.11
日本生命保険相互会社	2,225	4.90
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,836	4.04
株式会社アシスト	1,609	3.54
イトーキ協力会社持株会	1,537	3.39
株式会社みずほ銀行	1,121	2.47
株式会社三井住友銀行	1,069	2.35
イトーキ従業員持株会	993	2.19
伊藤 藤 文 子	923	2.03
山 田 匡 通	827	1.82

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を、切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は自己株式を316,174株保有しております。  
 3. 持株比率は自己株式（316,174株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

	株 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	32,300株	5名
社外取締役	4,200株	3名
監査役	6,100株	3名

- ⑥ その他株式に関する重要な事項  
 特記すべき事項はありません。

## (2) 新株予約権等に関する事項

その他新株予約権等に関する重要な事項

2020年6月29日付の取締役会決議に基づき、第三者割当による第1回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行し、割当てを行っております。本新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

### 第1回新株予約権

(1)	割当日	2020年7月15日
(2)	新株予約権の総数	113,771個
(3)	新株予約権の発行価額 ※4	総額 45,280,858円（本新株予約権1個当たり398円）
(4)	当該発行による潜在株式数 ※4	11,377,100株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は361円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、11,377,100株です。
(5)	調達資金の額 ※4	4,596,120,858円（差引手取概算額：4,581,120,858円）※1 （内訳） 本新株予約権発行分 45,280,858円 本新株予約権行使分 4,550,840,000円
(6)	行使価額 ※4	当初行使価額 400円 ※2 ※3 2021年1月22日及び2022年1月22日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、361円とする。
(7)	募集又は割当方法 ※4	第三者割当の方法による。
(8)	割当先 ※4	投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号 70,072個 InfleXion II Cayman, L.P. 25,689個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合87号 18,010個

(9)	その他 ※4	<p>当社は、投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号、InflexionⅡ Cayman, L.P.及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合87号（以下、個別に又は総称して「割当先」といいます。）との間で、2020年6月29日付で、本新株予約権に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結しております。本引受契約において、以下の内容が定められております。</p> <p>(i) 本新株予約権の譲渡については当社取締役会の決議による当社の承認が必要である。</p> <p>(ii) 割当先は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける当社の株式を、当社の事前の書面による同意なく、取引所金融商品市場外取引（但し、公開買付けに対する応募及び私設取引システムにおける取引その他相手方を特定できない取引を除く。）において当社の一定の競業他社及び過去2年間に株主提案権の行使、反対意見の表明、質問状の送付により上場会社の事業運営、経営方針等につき実質的な主張を行ったことのある株主に譲渡することができない。</p> <p>(iii) 割当先は、2020年7月22日から2022年1月22日までの期間は、本新株予約権を行使しない。</p> <p>(iv) (iii)にかかわらず、①当社の単体又は連結の通期又は四半期の損益計算書に記載される営業損益が3連続で損失となった場合、②当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日又は各四半期末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件がクロージング日において満たされていなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当先は、(iii)の期間中においても本新株予約権を行使できる。</p> <p>(v) 当社は、本割当日から2025年7月22日又は割当先の当社に対する株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が2%を下回ることとなった日のいずれか早い日までの間、割当先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分（当社の役職員を割当先とするストック・オプションの発行を除く。）してはならず、また、本割当日から2025年7月22日又は割当先が当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、第三者に対して、株式等を発行又は処分（当社の役職員を割当先とするストック・オプション及び譲渡制限付株式の発行を除く。以下、本項において同じ。）しようとする場合、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分する。</p>
-----	--------	--

(9)	その他 ※4	<p>(vi) 当社及び割当先の義務として、相手方当事者の事前の書面による同意なく、本引受契約上の地位若しくはこれに基づく権利義務の全部若しくは一部を譲渡その他の方法により処分してはならず、又は承継させてはならない。</p> <p>(vii) 当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が当社の取締役会で承認された場合、当社が発行する株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当した場合又はそのおそれがあると合理的に認められる場合、並びに本新株予約権の発行後、①東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して本新株予約権の行使価額（但し、行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額とする。）の60%（但し、1円未満は切り捨てる。）を下回った場合、②いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、本割当日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の20%を下回った場合、③割当先が本新株予約権の行使期間満了の2ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を有している場合、又は④東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。</p>
-----	--------	---

- ※1. 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。
- ※2. 2021年1月22日において行使価額を361円に修正しております。
- ※3. 2023年4月10日において行使価額および割当株式数をそれぞれ347.3円、103株に修正しております。
- ※4. 当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。なお、2020年7月15日に発行した第1回新株予約権については、2024年2月13日をもって全新株予約権の権利行使が完了しております。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役の状況（2023年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山田 匡通	医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会相談役
代表取締役社長	湊 宏司	
取締役 常務執行役員	森谷 仁昭	管理本部長
取締役 常務執行役員	風 直樹	営業本部長
取締役 常務執行役員	品田 潤生	企画本部長
取締役	永田 宏	株式会社クレアホールディングス代表取締役社長
取締役	似内 志朗	ファシリティデザインラボ代表 学校法人昭和女子大学総長
取締役	坂東 真理子	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役 株式会社三菱総合研究所社外取締役 公益財団法人東京都教育支援機構理事長
常勤監査役	福原 敦志	
監査役	石原 修	TMI総合法律事務所パートナー 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役
監査役	白畑 尚志	株式会社コメダホールディングス社外取締役（監査等委員） 株式会社IDホールディングス社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち、永田 宏、似内志朗、坂東真理子の3氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち、石原 修、白畑尚志の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役福原敦志氏は、長年にわたり当社において企画開発・人事部門の管理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。  
 4. 当社は、永田 宏、似内志朗、坂東真理子、石原 修、白畑尚志の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況	退任日	退任理由
牧野健司	取締役 常務執行役員	2023年3月23日	任期満了による退任
船原英二	取締役 常務執行役員	2023年3月23日	任期満了による退任
松井正	監査役	2023年3月23日	任期満了による退任
飯沼良祐	監査役	2023年3月23日	任期満了による退任
小山充義	監査役	2023年3月23日	任期満了による退任

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を締結しております。D&O保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。D&O保険の保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の負担はありません。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の額

(a) 役員等の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬の決定に関する方針と取締役の報酬は、取締役会において決定しております。また、当事業年度の個人別の報酬等の内容について、取締役会は報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役を除く取締役の報酬は、(1)固定報酬(2)業績に連動する変動報酬及び(3)譲



渡制限付株式報酬（非金銭報酬）からなり、それらの割合は代表取締役がこれを決定しております。(1)固定報酬は、報酬水準の妥当性を検証し、取締役会で承認された役員別等月額報酬表に応じた金銭報酬を月例報酬として支給しております。(2)変動報酬は、企業業績の向上に資するよう、役員に応じた金銭報酬を、会社の経営活動全般の結果を反映する当事業年度の連結の営業利益に連動させて、個人別の成績を加味した上で算出し、事業年度終了後に支給しております。なお、当事業年度の連結の営業利益は、連結損益計算書に記載のとおりです。個人別の成績は、担当領域毎に事業別、機能別に設定した評価指標に基づいて評価しております。(3)譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上と株主の皆様との価値共有を図ることを目的に、役員に応じた株式報酬を、中期経営計画のスタートに伴い毎期支給しております。中期における業績達成への動機づけを目的として、譲渡制限付株式報酬は、役員在籍を条件として支給しております。社外取締役の報酬は、固定報酬及び譲渡制限付株式報酬としております。各監査役については職務の内容、経験および当社の状況等を確認のうえ、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は2001年3月29日開催の定時株主総会において、「月額25百万円以内」（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名（うち社外取締役は3名）です。この固定報酬枠とは別に、2013年3月27日開催の定時株主総会において、各事業年度の当社当期純利益の10%以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とする変動報酬枠と2018年3月28日の定時株主総会において、「年額120百万円以内」（うち社外取締役分は年額5百万円以内）とする譲渡制限付株式報酬枠について決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数はいずれも6名（うち社外取締役は2名）です。

また、監査役の報酬限度額は、2013年3月27日開催の定時株主総会において「月額10百万円以内」として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。この固定報酬枠とは別に、2018年3月28日の定時株主総会において、「年額10百万円以内」（うち社外監査役分は年額2百万円以内）とする譲渡制限付株式報酬枠について決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）です。

(b) 当事業年度に係る報酬等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	392	152	220	19	10
(うち社外取締役)	(30)	(16)	(12)	(1)	(3)
監査役	35	29	2	3	6
(うち社外監査役)	(12)	(10)	(1)	(1)	(4)
合計	427	182	222	23	16

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その割当て対象は、当社の取締役（社外取締役を含む）および監査役（社外監査役を含む）であります。

⑥ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況につきましては、前述の「(3)会社役員に関する事項 ①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。
- ・取締役坂東真理子氏は、学校法人昭和女子大学総長であり、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役ならびに株式会社三菱総合研究所社外取締役を兼務しておりますが、当社と学校法人昭和女子大学、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の子会社である、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社ならびに株式会社三菱総合研究所との間に取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であり、特別な利害関係はありません。
- ・それ以外の兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

- (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当する事項はありません。
- (c) 当事業年度における主な活動状況  
主な活動内容

地 位	氏 名	主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割に関して 行った職務の概要
取 締 役	永 田 宏	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
取 締 役	似 内 志 朗	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に会社経営やファシリティデザインに関する豊富な経験と知見から、当社経営に資する有益な助言・提言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
取 締 役	坂 東 眞理子	社外取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、行政、教育分野における豊富な経験と高い見識に基づき、主に教育者としての見地から発言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	石 原 修	社外監査役就任後、当事業年度に開催された取締役会11回、監査役会10回全てに出席し、主に弁護士として法律に関する高い経験と見識から、監査機能の実効性を高めていくための発言を行っております。
監 査 役	白 畑 尚 志	社外監査役就任後、当事業年度に開催された取締役会11回、監査役会10回全てに出席し、主に公認会計士として財務および会計に関する豊富な経験、知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称  
有限責任 あずさ監査法人

- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	85,065千円
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	102,825千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ④ 会計監査人の報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由

当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの相当性などを確認し、必要な検証を行った上で、当期の会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、2006年5月31日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、2008年3月28日、2008年12月18日、2011年3月25日、2015年4月28日並びに2018年4月24日に改定を行っており、下記は最新（2018年4月24日一部改定）の決議の概要です。

#### <内部統制システム構築の基本方針>

当社は、内部統制システムの全社横断的・網羅的・一元的な構築に向け、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備について以下のとおり基本方針を定める。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令遵守、企業倫理を確立するため、取締役及び使用人の行動規範として「イトーキグループ行動規範」を制定し、その強化推進に努める。
- (b) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」により各職位に分掌する職務権限と各職位が誠実に職務を執行する責務を負うことを明確に定める。また、毎月開催する取締役会において必要な決議及び報告を通じて取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- (b) 「情報セキュリティ基本規程」「情報セキュリティ基本方針」等を制定し、適切な情報管理に努める。

#### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「イトーキグループリスク管理基本規程」を定め、事業上生じ得るあらゆるリスクを正確に認識・把握して適切に管理する体制の整備・運用を行う。
- (b) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定を行うとともに、全社的見地での予防措置が必要な場合の対応を決定する。

- (c) リスク管理委員会はリスク分類毎に主管部門及び責任者を定め、当社グループのリスクの把握、分析、評価を行い、適切なリスク管理策を策定のうえ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。
  - (d) 内部監査部門にて各部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- (a) 取締役会を毎月1回開催するほか、取締役会を補完する機能として、常務会を毎週1回、執行役員会議を代表取締役が必要と認めた場合に、適宜開催し、重要決裁事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
  - (b) 執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
  - (c) 全社最適に基づき合併効果を最大限に発揮し、全社機能の強化をねらいに機能別本部制を採用する。
  - (d) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」「稟議規程」において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定める。
- ⑤ **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- (a) 使用人に対しても取締役に関する1項(a)と同様の推進に努める。
  - (b) コンプライアンス重視の経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、随時開催する委員会でコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定し、リスク管理委員会に報告する。
  - (c) コンプライアンス委員会の事務局としてコンプライアンスチームを設置し、コンプライアンス推進委員及び推進担当を配置したコンプライアンス体制を構築する。
  - (d) コンプライアンスチームは、内部監査部門と連携して、コンプライアンス状況等について随時協議する。
  - (e) 社内における違法行為に関する通報窓口を社内及び社外に設置する。社外通報窓口は、法律事務所弁護士とする。
- ⑥ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を確保するための体制**
- (a) 子会社に対し「イトーキグループ行動規範」を配付し、法令遵守を徹底する。
  - (b) 子会社の窓口として関係会社管理室を設置し、子会社には「グループ会社管理規程」に基づく当社への承認・報告を義務付ける。
  - (c) 当社の会計監査人、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。

- (d) 当社及び子会社を含む社内通報制度を整備する。
- (e) 連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入し、グループ全体の経営基本戦略の策定等を行う会議体を設置する。

⑦ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループは財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「イトーキグループの財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑧ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**

「イトーキグループ行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求への対応窓口を総務部と定め、専任担当者を配置し、情報収集や他企業との情報交換に努める。また有事に備えて、対応マニュアルを整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。

⑨ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の求めがあった場合、取締役はその使用人に関する体制について監査役と協議の上、適切に対応する。

⑩ **前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

使用人の任命、解任、人事異動については、監査役の同意を得ることとする。

⑪ **監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑫ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (a) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要であると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は子会社の業務又は業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。

- (d) 子会社の役員及び使用人は、当社監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。
- ⑬ **監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制**  
当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。
- ⑭ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**  
監査役がその職務の遂行について生ずる費用の負担を求めた場合には、速やかに対応する。
- ⑮ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**  
(a) 監査役と代表取締役は、定期的に会合を持ち相互認識と信頼関係を深めるよう努める。  
(b) 監査役が会計監査人及び内部監査部門と定期・不定期に会合を持つことで連携を図り、総合的、効率的な監査を実効的に実施する体制とする。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンス

当社は、「イトーキグループコンプライアンス規程」に基づき、代表取締役が指名する役員を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において2回開催いたしました。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の構築及び見直し並びにコンプライアンス違反事案及び内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議などを行っております。また、役員及び従業員に対するコンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的実施しております。

### ② リスク管理体制

当社は、「イトーキグループリスク管理基本規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を当事業年度において2回開催いたしました。リスク管理委員会は、リスク管理の方針を定め、リスク管理に係るリスクの評価及び対応策の検討を行うとともに、再発防止に努めています。

### ③ グループガバナンス体制

当社の関係会社管理部門は、「グループ会社管理規程」に基づき、代表取締役社長を議長とするグループ会社社長会を当事業年度において1回開催いたしました。グループ会社社長会は、当社の戦略・政策方針の共有化を図り、グループ会社社長から事業戦略の進捗及び予算の進捗の報告を行っております。また、グループ会社のコンプライアンス体制強化のため、グループ会社の社長がコンプライアンス委員会に出席しております。

### ④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役を含む監査役3名で構成されています。監査役会は当事業年度において13回開催し、常勤監査役は、取締役会のほか、常務会、その他重要な会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。

### (3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、2008年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その有効期限の満了にともない、2011年3月25日開催の当社第61回定時株主総会、2014年3月26日開催の当社第64回定時株主総会、2017年3月29日開催の当社第67回定時株主総会、2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会および2023年3月23日開催の第73回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき（以下、最新の対応策を「本プラン」といいます。）、継続いたしております。

#### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が、大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## II. 基本方針の実現に資する取組みの概要

### ① 企業価値向上のための取組みについて

当社は、1890年に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史と共に歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、1950年には、製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い、発展してまいりましたが、2005年6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業として生まれ変わりました。

当社は、製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、これまで計9回の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。2024年2月には、過年度の業績状況および今後の当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、2026年を最終年度とした2024年から2026年までの新たな3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。「RISE TO GROWTH 2026」をキャッチフレーズとして、『Office 1.0-2.0 領域』、『Office 3.0 領域』、『専門施設領域』、『高収益化』、『グループシナジー』、『人的資本』、『財務戦略』を重点戦略「7 Flags」として、「価値創造力を引き出し、持続的な成長力を高める」企業となることを目指して、一層の企業価値向上に邁進してまいります。

### ② コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

### ③ 安定した株主還元策

当社は、利益配分につきましては、経営の重点政策の一つとして認識し、会社の収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開等を総合的かつ長期的に勘案したうえで、株主の皆様へ継続的かつ安定的に配当することとし、期末配当として年1回を行うことを基本方針としております。

今後の配分につきましては、更なる株主重視の経営を志向し、従来の安定配当に加えて連結業績を考慮するとともに、配当性向40%を目指し、配当政策を実施してまいります。また、内部留保につきましては、企業価値の向上を図るために、将来の成長に不可欠な研究開発や成長分野への戦略的な投資を中心に効率的に活用してまいります。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

#### ① 本プラン継続の目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に変更案を提案するために、必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、2023年3月23日開催の当社第73回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランを継続いたしております。

#### ② 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記①の目的を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において、買取提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が、買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社取締役会等が別途定める割当期日における当社を除く全ての株主の皆様に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断

については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様ご意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様ご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表又は開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、2023年3月23日開催の当社第73回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年取締役の選任を通じ、株主の皆様ご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様ご不利益を与えない場合等、2023年3月23日開催の当社第73回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### IV. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

##### ① 基本方針の実現に資する取組み（上記Ⅱ.）について

当社は、上記Ⅱ. に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### (a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として継続されたものであり、基本方針に沿うものです。

##### (b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が、2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

##### (c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、2023年3月23日開催の当社第73回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、継続されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランは、その時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会は、その判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については、株主の皆様公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>73,304</b>	<b>流動負債</b>	<b>47,340</b>
現金及び預金	24,795	支払手形及び買掛金	12,218
受取手形、売掛金及び契約資産	31,158	電子記録債権	8,490
電設及び債権	4,547	備関係支払手形	88
商品及び製品	4,845	短期借入金	8,487
仕掛品	1,740	1年内返済予定の長期借入金	1,789
原材料及び貯蔵品	3,146	未払法人税等	916
原価引当金	3,284	未払消費税等	1,377
	△213	賞与引当金	3,619
		役員賞与引当金	321
		製品保証引当金	16
		関係会社事業の損失引当金	119
		その他	9,895
<b>固定資産</b>	<b>44,132</b>	<b>固定負債</b>	<b>15,096</b>
有形固定資産	<b>24,792</b>	長期借入金	6,007
建物及び構築物	12,032	繰上債	570
機械装置及び運搬用具	2,344	繰延税金負債	351
土壌改良費	8,436	役員退職慰労引当金	75
建設仮勘定	462	製品自主回収関連損失引当金	83
その他固定資産	1,409	退職給付に係る負債	3,821
のれん	341	退職給付除去負債	1,284
その他	1,950	その他	2,903
		<b>負債合計</b>	<b>62,437</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>17,048</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	5,835	株主資本	<b>53,465</b>
繰延税金資産	2,127	資本金	5,294
退職給付引当金	1,691	資本剰余金	9,665
その他	7,861	利益剰余金	38,617
のれん	△467	自己株式	△111
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,449</b>
		その他有価証券評価差額金	678
		為替換算調整勘定	638
		退職給付に係る調整累計額	132
		新株予約権	45
		非支配株主持分	39
<b>資産合計</b>	<b>117,437</b>	<b>純資産合計</b>	<b>54,999</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>117,437</b>



連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	132,985		
売上	80,744		
販売費	52,240		
営業外	43,717		
営業外	8,523		
受取	18	息	
受保	110	金	
助成	100	金	
その他	17	入	
営業外	234	他	481
費用	151	息	
委託	16	失	
の	25	費	
利益	150	料	
の	105	他	448
常	8,555	益	
別	3	益	
投資	174	益	
有価	8	他	186
損	0	損	
資産	328	損	
の	0	失	
調整	33	他	363
前	8,378	益	
当期	1,731	税	
純	740	額	2,471
利益		益	5,907
の		益	1
当期		益	5,905
純		益	
利益		益	

## 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,294	9,638	34,387	△134	49,185
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,675		△1,675
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,905		5,905
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		27		23	50
決算期の変更に伴う 子会社剰余金の減少高					－
非支配株主との取引による 資本剰余金の増減		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					－
当 期 変 動 額 合 計	－	27	4,230	22	4,280
当 期 末 残 高	5,294	9,665	38,617	△111	53,465

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	294	480	△133	640	45	39	49,910
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,675
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							5,905
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							50
決算期の変更に伴う 子会社剰余金の減少高							－
非支配株主との取引による 資本剰余金の増減							0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	384	158	266	808	－	0	808
当 期 変 動 額 合 計	384	158	266	808	－	0	5,089
当 期 末 残 高	678	638	132	1,449	45	39	54,999

## 連結注記表

### [連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 32社

主要な連結子会社の名称

伊藤喜オールスチール(株)  
富士リビング工業(株)  
(株)イトーキマーケットスペース  
(株)イトーキエンジニアリングサービス  
(株)シマソービ  
(株)イトーキ東光製作所  
イトーキマルイ工業(株)  
三幸ファシリティーズ(株)  
(株)エフエム・スタッフ  
(株)イトーキシェアードバリュー  
新日本システック(株)  
(株)ダルトン  
Tarkus Interiors Pte Ltd  
Novo Workstyle Asia Limited  
ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.  
ITOKI CHINA HOLDING Co.,Ltd.

他16社

当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社イトーキ北海道は2023年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、連結子会社であったGlobalTreehouse株式会社は清算手続きが終了したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

## 連結計算書類

(2) 非連結子会社の数 7社

非連結子会社の名称

Knoll Japan(株)

他6社

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 1社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社（Knoll Japan(株)他7社）については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ダルトン他国内子会社5社及びTarkus Interiors Pte Ltd他在外子会社1社の決算日は9月30日であり連結計算書類の作成に当たっては、同決算日の計算書類を使用しております。

また、Novo Workstyle Asia Limited他在外子会社7社の決算日は12月31日ではありますが、連結計算書類の作成に当たっては、9月30日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.についても決算日は12月31日ではありますが、連結計算書類の作成に当たっては、11月30日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により  
処理し、売却原価は移動平均法により  
算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

###### ② 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………主として総平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の  
低下に基づく簿価切り下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属  
設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物  
附属設備及び構築物については、定額法を採用しておりま  
す。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

###### ② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量  
（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェア  
については、主に社内における利用可能期間（5年）に基  
づく定額法を採用しております。

###### ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金

納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給基準内規に基づき当連結会計年度末要支給額の100%を計上しております。

⑥ 製品自主回収関連損失引当金

当社が過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

⑦ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当連結会計年度末における損失負担見込額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 製品及び商品の販売（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業、IT・シェアリング事業）

製品及び商品の販売については、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

② 施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業）

施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積り方法として、見積工事原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価割合（インプット法）を適用しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### (5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

- ③ 小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。  
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
  - ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段……………為替予約  
ヘッジ対象……………外貨建仕入債務及び外貨建予定取引
  - ③ ヘッジ方針  
為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。
  - ④ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、子会社投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、13年以内で均等償却しております。



## [会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

## [会計上の見積りに関する注記]

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

2,127百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することが出来る範囲で計上しております。

計上にあたっては、事業計画に基づく一時差異等加減算前課税所得を見積もっており、その事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。売上高成長率は、過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮し、設定しております。

課税所得の見積りは、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しておりますが、市場環境・業界動向の変化により、その見積りの前提とした条件に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

**〔連結貸借対照表に関する注記〕**

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	
受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額はそれぞれ以下のとおりであります。	
受取手形	4,045百万円
売掛金	23,775百万円
契約資産	3,338百万円
電子記録債権	4,547百万円
(2) 契約負債	
流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。	
契約負債	1,043百万円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	44,723百万円
(4) 担保に供している資産	
定期預金	100百万円
有形固定資産	
建物及び構築物	1,163百万円
土地	1,927百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	24百万円
1年内返済予定の長期借入金	425百万円
長期借入金	907百万円
(5) 受取手形割引高	336百万円
(6) 連結会計年度末日満期手形	
連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、当連結会計年度末日の満期手形が期末残高に含まれております。	
受取手形	175百万円
支払手形	124百万円

## [連結株主資本等変動計算書に関する注記]

### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	45,664,437	－	－	45,664,437
合計	45,664,437	－	－	45,664,437
自己株式				
普通株式 (注)	381,659	515	66,000	316,174
合計	381,659	515	66,000	316,174

(注) 1. 自己株式数の増加515株は、単元未満株式の買取請求による増加515株によるものであります。

2. 自己株式数の減少66,000株は、2023年4月14日の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分66,000株によるものであります。

### (2) 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	第1回新 株予約権	普通株式	11,377,100	341,313	－	11,718,413	45
合計			11,377,100	341,313	－	11,718,413	45

(注) 第1回新株予約権の目的となる株式の増加341,313株は、発行要項の定め（特別配当の支払いを実施した場合の行使価額等の調整）に基づく割当株式数の調整によるものであります。

## 連結計算書類

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月23日 定時株主総会	普通株式	1,675百万円	37円	2022年12月31日	2023年3月24日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	1,904百万円	利益剰余金	42円	2023年12月31日	2024年3月28日

#### (4) 株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

### 【金融商品に関する注記】

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入により調達をしております。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、社内管理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握し、リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関して、定期的に時価や、発行体の財務状況等を把握し、管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが5カ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金の使途は、主に運転資金及び設備投資資金であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を策定し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券	4,651	4,645	△6
(2) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	7,797	7,771	△25

- (注) 1. 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,058
投資事業有限責任組合への出資	125

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## 連結計算書類

### ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	2,136	—	—	2,136
投資信託	—	2,072	—	2,072
資産計	2,136	2,072	—	4,208

### ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	436	—	436
資産計	—	436	—	436
長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	—	7,771	—	7,771
負債計	—	7,771	—	7,771

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 1. 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している満期保有目的の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

投資信託は市場における取引価格はないものの、解約または買戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価格を時価としレベル2の時価に分類しております。

#### 2. 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

---

**[賃貸等不動産に関する注記]**

総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

**[減損損失に関する注記]**

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

**【収益認識に関する注記】**

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	ワークプレ イス事業	設備機器・ パブリック 事業	IT・シェア リング事業	計		
売上高						
日本	82,573	36,466	1,749	120,790	－	120,790
アジア	11,220	177	－	11,397	－	11,397
その他	462	195	－	658	－	658
合計	94,257	36,839	1,749	132,846	－	132,846
財又はサービスの 移転時期						
一時点	90,168	35,366	1,749	127,284	－	127,284
一定の期間	4,088	1,473	－	5,561	－	5,561
合計	94,257	36,839	1,749	132,846	－	132,846
顧客との契約から 生じる収益	94,257	36,839	1,749	132,846	－	132,846
その他の収益	－	－	－	－	138	138
外部顧客への 売上高	94,257	36,839	1,749	132,846	138	132,985

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等] 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。



(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	29,934
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	32,368
契約資産（期首残高）	2,390
契約資産（期末残高）	3,338
契約負債（期首残高）	1,166
契約負債（期末残高）	1,043

契約資産は、主に工事請負契約、製品及び商品の販売について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の完成部分に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客との契約に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	13,350
1年超	1,012
合計	14,362

**[1 株当たり情報に関する注記]**

(1) 1株当たり純資産額	1,210円96銭
(2) 1株当たり当期純利益	130円29銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	111円28銭

**[重要な後発事象に関する注記]**

(新株予約権の行使)

当連結会計年度後、当社が2020年7月15日に発行した第1回新株予約権について、新株予約権の行使が行われております。なお2024年2月13日をもって全新株予約権の権利行使が完了しております。

2024年1月1日から2024年2月13日までの当該新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

- (1) 行使された新株予約権の個数 113,771個
- (2) 発行した株式の種類及び株式数 普通株式 11,718,413株
- (3) 資本金増加額 2,057百万円
- (4) 資本剰余金増加額 2,057百万円

以上により、発行済株式総数は11,718,413株、資本金及び資本剰余金はそれぞれ2,057百万円増加し、2024年2月13日現在の発行済株式総数は57,382,850株、資本金は7,351百万円、資本剰余金は12,920百万円となっております。

## (自己株式の取得及び消却)

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

### 1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、2026年を最終年度とする中期経営計画がスタートし、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向け、経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得及び消却を実施いたします。

### 2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 9,000,000株 (上限)<br>(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合19.85%) |
| (3) 株式の取得価格の総額 | 15,900,000,000円 (上限)                                |
| (4) 取得期間       | 2024年2月14日～2024年2月29日                               |
| (5) 取得の方法      | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引<br>(ToSTNeT-3) による買付け           |

### 3. 消却に係る事項の内容

- |               |                                     |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 消却対象株式の種類 | 当社普通株式                              |
| (2) 消却する株式の総数 | 4,000,000株<br>(発行済株式総数に対する割合 8.76%) |
| (3) 消却予定日     | 未定                                  |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>45,620</b>	<b>流動負債</b>	<b>32,723</b>
現金及び預金	12,511	支払手形	1,495
受取手形及び売掛金	20,649	子記簿債	7,293
電子記録債権	3,079	短期借入金	5,715
商品及び製品	3,301	短期借入金	8,055
仕入材料及び貯蔵品	1,114	1年内返済予定の長期借入金	336
原材料及び貯蔵品	2,149	リース負債	216
短期貸付	1,253	リース負債	534
未倒引当金	1,968	未払法人税等	136
	△408	未払消費税	917
		未払賞与	4,578
		未償還債権	2,531
		役員保証引当金	222
		業務保証引当金	41
		製品回収関連損失引当金	32
		退職給付引当金	616
		長期リース負債	12,193
		長期リース負債	3,443
		製品自主回収関連損失引当金	294
		関係会社事業損失引当金	83
		退職給付引当金	1,960
		退職給付引当金	2,220
		長期預り保証	1,224
		長期預り保証	2,967
		<b>負債合計</b>	<b>44,917</b>
<b>固定資産</b>	<b>40,518</b>	<b>(純資産の部)</b>	
<b>有形固定資産</b>	<b>16,867</b>	<b>株主資本</b>	<b>40,515</b>
建物	9,108	資本剰余金	5,294
構築物	226	資本剰余金	10,862
機械及び運搬具	1,250	資本剰余金	10,832
車両及び器具	22	その他の資本剰余金	30
土工	836	利益剰余金	24,470
土地	4,956	利益剰余金	881
建設仮勘定	366	利益剰余金	23,589
	100	配当準備	250
		固定資産圧縮積立	1,079
		別途積立	12,230
		繰越利益剰余金	10,029
		自己株	△111
		評価・換算差額等	661
		その他の有価証券評価差額金	661
		株予約権	45
		<b>純資産合計</b>	<b>41,222</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,783</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>86,139</b>
ソフトウエア	524		
リース加入	71		
その他の	80		
リース加入	1,106		
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,868</b>		
投資有価証券	5,171		
関係会社株	7,498		
関係会社有価証券	414		
長期延税積立	155		
繰前払金の引当	1,408		
	3,372		
	2,013		
	1,683		
	677		
	△526		
<b>資産合計</b>	<b>86,139</b>		

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	93,108		
売上原価	56,700		
売上総利益	36,408		
営業外費用	31,901		
営業外収益	4,507		
受取配当金	12	息金額	
受取配当金戻入	869	他	
関係会社貸倒引当金	296		1,542
その他	363		
営業外費用	69	息金額	
支債務保証損失引当金	3	他	
支払手の数	150		328
その他	106		
経常利益	5,720		
特別利益	0	益	
固定資産売却益	200	却	
投資有価証券の消滅	483	却	685
特別損失	293	却	
固定資産売却損	537	却	
関係会社株式の損失	34	却	
関係会社事業の損失	13	却	879
その他			
税引前当期純利益	5,526		
法人税、住民税及び事業税	528		
法人税調整額	690		1,218
当期純利益	4,307		

計算書類

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	配当準備 積 立 金	固定資産 圧縮積立金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	5,294	10,832	3	10,835	881	250	1,079	12,230	7,397	21,837
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当									△1,675	△1,675
当 期 純 利 益									4,307	4,307
固定資産圧縮積立金の取崩							-		-	-
自己株式の取得										
自己株式の処分			27	27						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	27	27	-	-	-	-	2,632	2,632
当 期 末 残 高	5,294	10,832	30	10,862	881	250	1,079	12,230	10,029	24,470

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△134	37,832	283	283	45	38,161
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△1,675				△1,675
当 期 純 利 益		4,307				4,307
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	23	50				50
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			377	377	-	377
当 期 変 動 額 合 計	22	2,682	377	377	-	3,060
当 期 末 残 高	△111	40,515	661	661	45	41,222

## 個別注記表

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 11～17年

##### ② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 債務保証損失引当金

関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑤ 製品保証引当金

納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

⑦ 製品自主回収関連損失引当金

過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

⑧ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。



#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① 製品及び商品の販売（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業）

製品及び商品の販売については、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

##### ② 施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業）

施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積り方法として、見積工事原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価割合（インプット法）を適用しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

1. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

2. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

3. ヘッジ方針

為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。

4. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

**[会計方針の変更]**

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

## 【表示方法の変更に関する注記】

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「保険配当金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「保険配当金」110百万円です。

## 【会計上の見積りに関する注記】

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

1,408百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記（重要な会計上の見積り）」に記載した内容と同一であります。

**[貸借対照表に関する注記]**

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	29,247百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	2,026百万円
関係会社に対する長期金銭債権	155百万円
関係会社に対する短期金銭債務	5,499百万円
関係会社に対する長期金銭債務	81百万円
(3) 偶発債務	
次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。	
NOVO WORKSTYLE CO., LTD.	413百万円 ( 20百万円) 108百万円 ( 0百万米ドル)
Tarkus Interiors Pte Ltd	11百万円 ( 0百万SGD)
(4) 期末日満期手形	
期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。	
なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。	
受取手形	127百万円

**[損益計算書に関する注記]**

関係会社との取引高

売上高

3,493百万円

仕入高

20,563百万円

営業取引以外の取引高

821百万円

**[株主資本等変動計算書に関する注記]**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	381,659	515	66,000	316,174
合計	381,659	515	66,000	316,174

(注) 1. 自己株式数の増加515株は、単元未満株式の買取請求による増加515株によるものであります。

2. 自己株式数の減少66,000株は、2023年4月14日の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分66,000株によるものであります。

**[税効果会計に関する注記]**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	901百万円
債務保証損失引当金	12百万円
棚卸資産評価減	125百万円
未払事業税	15百万円
未払事業所税	16百万円
退職給付引当金	984百万円
投資有価証券評価損	413百万円
関係会社株式評価損	2,135百万円
貸倒引当金繰入超過額	286百万円
資産除去債務	396百万円
その他	1,059百万円
繰延税金資産小計	6,347百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,844百万円
評価性引当額小計	△3,844百万円
繰延税金資産合計	2,502百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△514百万円
固定資産圧縮積立金	△258百万円
その他有価証券評価差額金	△63百万円
資産除去債務	△257百万円
繰延税金負債合計	△1,094百万円
繰延税金資産の純額	1,408百万円

## [企業結合等関係に関する注記]

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2022年11月28日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社イトーキ北海道を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。この契約に基づき、当社は2023年4月1日付で同社を吸収合併しております。

### 1. 合併の目的

当社は、グループ経営の効率化を図るため、オフィス家具販売事業等を運営する株式会社イトーキ北海道を吸収合併いたしました。

### 2. 合併の要旨

#### (1) 合併の日程

取締役会決議日 2022年11月28日

合併契約締結日 2022年11月28日

合併効力発生日 2023年4月1日

(注) 本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、株式会社イトーキ北海道においては会社法第784条第1項に定める略式合併であり、いずれも株主総会の承認を得ることなく実施いたしました。

#### (2) 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式であり、株式会社イトーキ北海道は解散いたしました。

#### (3) 合併に係る割当ての内容

本合併による株式その他金銭等の割当てはありません。

#### (4) 合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

### 3. 合併の状況

本合併による、当社の名称、所在地、代表者の役職、事業内容、資本金及び決算期の変更はありません。

4. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

また、本合併に伴う抱合せ株式消滅差益483百万円を当社個別計算書類において特別利益として計上しております。



## [関連当事者との取引に関する注記]

### (1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	山田 百合子	当社代表取締役会長山田匡通の配偶者	(被所有) 直接 0.6%	土地の賃借(注1)	1百万円	—	—
	(株) 璃理の代表取締役社長 山田 百合子	山田百合子の資産管理会社	(被所有) 直接 0.8%	家屋の賃借(注1)	15百万円	敷金	12百万円
	伊藤 文子	当社代表取締役会長山田匡通の義妹	(被所有) 直接 2.0%	土地・家屋の賃借(注1)	44百万円	敷金	34百万円

- (注) 1. 近隣の地代を参考に、同等の価格によっており、現金にて支払っております。  
 2. (株)璃理は、当社代表取締役会長山田匡通の近親者が議決権の過半数を保有しております。

### (2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)イトーキ東光製作所	70百万円	鉄扉、貸金庫等の製造	(所有) 直接 100.0%	—	仕入先	資金の付	1,020百万円	短貸付金(注1)	510百万円
							貸付金の回収	1,073百万円	長貸付金(注1)	144百万円
子会社	Global Treehouse(株)	100百万円	企業会員向けの各種プログラム提供	(所有) 直接 100%	—	販売先	債権放棄(注2)	3,305百万円	—	—
子会社	NOVO WORKSTYLE CO., LTD.	2,812万US\$	鋼製家具の製造・販売	(所有) 間接 100.0%	—	仕入先	債務保証(注3)	522百万円	—	—

- (注) 1. 当該貸付を貸倒懸念債権に区分し、当事業年度において関係会社貸倒引当金戻入額として554百万円を計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は243百万円であります。  
 2. GlobalTreehouse(株)は2023年4月24日に清算終了しており、取引金額は清算に伴う債権放棄であります。これに伴い前事業年度末までに計上していた貸倒引当金を全額取崩しております。  
 3. 銀行借入につき、債務保証を行なったものであります。

**【収益認識に関する注記】**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表【収益認識に関する注記】」に同一の内容を記載しております。

**【1株当たり情報に関する注記】**

(1) 1株当たり純資産額	908円01銭
(2) 1株当たり当期純利益	95円04銭

**【重要な後発事象に関する注記】**

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2024年1月29日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社イトーキエンジニアリングサービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併をすることを決議し、同日付で合併契約を締結し、同年7月1日付で吸収合併（以下「本合併」といいます。）いたします。

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、株式会社イトーキエンジニアリングサービスにおいては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、いずれも合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行っております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社イトーキエンジニアリングサービス
事業の内容	オフィス、設備機器商品の施工、施工管理等

(2) 企業結合日

2024年7月1日（予定）

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社イトーキエンジニアリングサービスを消滅会社とする吸収合併

#### (4) その他取引の概要に関する事項

##### ①合併の目的

施工事業および保守・メンテナンス事業を担っている株式会社イトーキエンジニアリングサービスを吸収合併し、受注後のワンストップ体制を再構築することで、営業力の強化と更なる収益力の強化を図ることを目的として、本合併を行うことといたしました。

##### ②合併に係る割当内容

本合併は当社の完全子会社との合併であるため、合併による株式その他の金銭等の割当ではありません。

## 2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。

#### (新株予約権の行使)

「連結注記表〔重要な後発事象に関する注記〕」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### (自己株式の取得及び消却)

「連結注記表〔重要な後発事象に関する注記〕」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 監査報告書

### 連結計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

株式会社イトーキ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 伊 丹 亮 資  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イトーキの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

株式会社イトーキ  
取締役会 御中

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 伊 丹 亮 資  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーキの2023年1月1日から2023年12月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監査役会の監査報告

# 監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に基づき取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社往査を行い事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (4) 後発事象

(連結子会社の吸収合併)

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容  
被取得企業の名称：株式会社イトーキエンジニアリングサービス  
事業の内容：オフィス、設備機器商品の施工、施工管理等
- ② 企業結合日  
2024年7月1日（予定）
- ③ 企業結合の法的形式  
当社を存続会社、株式会社イトーキエンジニアリングサービスを消滅会社とする吸収合併
- ④ 合併の目的  
エンジニアリング事業および保守・メンテナンス事業の取込みによる、受注後のワンストップ体制を再構築すること  
で、営業力の強化と更なる収益力の強化を図るため。

(重要な自己株式の取得及び消却)

- ① 自己株式の取得及び消却を行う理由  
持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向け、経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。
- ② 取得に係る事項の内容
  1. 取得対象株式の種類 当社普通株式 9,000千株（上限）
  2. 株式の取得価格の総額15,900,000千円（上限）
  3. 取得期間2024年2月14日～2024年2月29日
- ③ 消却に係る事項の内容
  1. 消却対象株式の種類 当社普通株式 4,000千株
  2. 消却予定日未定

2024年2月19日

株式会社イトーキ 監査役会

常勤監査役	福	原	敦	志	Ⓢ
社外監査役	石	原		修	Ⓢ
社外監査役	白	畑	尚	志	Ⓢ

以上

## 5日連続で日本経済新聞一面にて企業広告を掲載し、 中長期成長の源泉である「人的資本経営」の実践を広報



2023年12月18日～22日

## ドイツ発・アジア最大級のオフィス家具見本市 「オルガテック東京2023」に出展

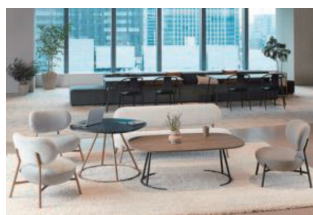
Tech×Designで実現する、より生産的で創造的な“戻りたくなるオフィス”を提案



**Panora/パノラ**  
最適なハイブリッド会議を実現するテーブル。ディスプレイとカメラパーを中心とした半円テーブルは、どこに座ってもディスプレイが見やすく自然にカメラに視線が向かい、お互い対面のような感覚でコミュニケーションをとることが可能です。



**sound sofa/サウンドソファ**  
背面に設置した指向性スピーカーにより、Web会議のスピーカー音を最適な範囲にコントロールし、周囲への音漏れを抑えながら、座っている人にはクリアに聞こえます。テーブル中央に設置した指向性マイクでオフィス側の音声が最適な大きさで届き、リモート側にとっても快適なWeb会議をオープンスペースで行うことが可能です。



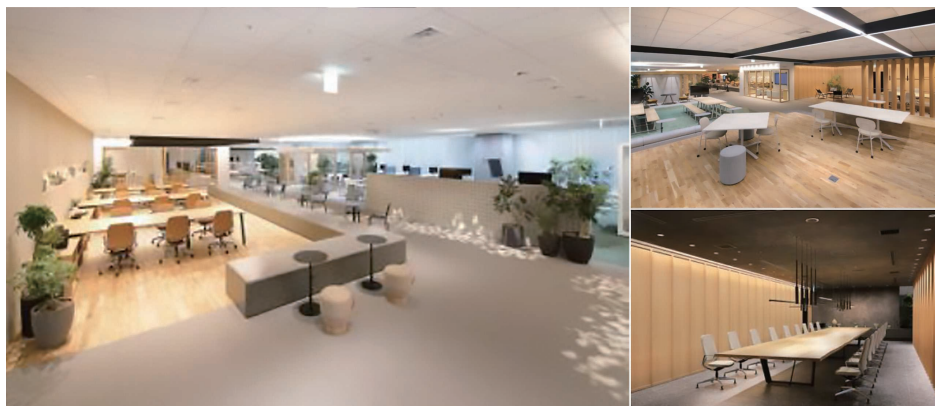
**MEET LOUNGE/ミートラウンジ**  
どこからでも入りやすいソファと天板形状がコミュニケーションを誘発する家具シリーズ。テーブルは仕事しやすい高さ、会話しやすい高さの2種類あり、組み合わせることで空間にリズムを生み出すことも可能です。起毛した張地・トレンドに合わせた銅パー塗装など、空間に合わせてCMFを組み合わせることができます。



**vertebra03 Wood/バーテブラ03 ウッド**  
木製チェアでありながら執務姿勢に追従するメカニズムを持つワークチェア。木部パーツのカリモク家具とのコラボレーションにより、両社の持つエルゴノミクスと木加工、座り心地のノウハウを融合させました。森林保全に繋がる国産広葉樹の活用も特徴です。

# イトーキ東京本社「ITOKI TOKYO XORK」を大規模リニューアル

2023年4月下旬にXORK13階をリニューアルいたしました。ポストニューノーマルを見据え、2018年より実践してきたABW(アクティビティ・ベースド・ワーキング)に基づく働き方の更なる進化と、オフィスワーカー及び組織パフォーマンスを最大化する空間デザインをダイナミックに展開いたしました。当社が考える新しい働き方とそれを実現する為のオフィスとしてデザインされ、社員自ら体現しながら、皆さまにご提案しています。



# ハノイ工科大学とパートナーシップ締結に向けた確認書調印式を開催

2023年12月4日にハノイ工科大学との友好交流および高度人材に関するパートナーシップ締結に向けた確認書調印式を当社の関西工場(滋賀県近江八幡市)にて執り行いました。

パートナーシップ締結に向けた確認内容としては、両者が固い友好関係を結び、ともに繁栄していくとともに、両国の友好関係の一層の発展に寄与することを目指し、双方の国における法令を遵守しながら、「両者の産学連携による人材育成プログラムの検討」、「卒業単位に算入可能なプログラムの構築」、「インターンシップによる外国人学生の受け入れ体制の構築」に関する情報交換、議論を行うことを確認しました。

なお、本パートナーシップは国外からの人材獲得を視野に入れながらも、まずは本プログラムをとおして日本の風土や文化、慣習、ビジネスに慣れ親しみハノイ工科大学生のキャリア選択の幅を広げてもらうことを当社の第一目的としています。



# 株主総会会場ご案内図



## 開催会場

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号

## 当社 大阪ショールーム 9階ホール

TEL (06)6223-3115



## 交通機関

- 地下鉄堺筋線  
北浜駅  
5番出口徒歩5分
- 地下鉄堺筋線  
堺筋本町駅  
12番出口徒歩5分
- 地下鉄御堂筋線  
淀屋橋駅  
11番出口徒歩10分
- 京阪本線  
北浜駅  
5番出口徒歩10分

※ 駐車場はございませんので、ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。



## 株式会社イトーキ

本社：〒103-6113 東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
日本橋高島屋三井ビルディング  
TEL. 03-6910-3950 (代表)



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

